

神こ子事第 116 号

平成 29 年 4 月 26 日

特定教育・保育施設 設置者・園長 様

特定地域型保育事業 設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局子育て支援部事業課長

指導監督担当課長

特定教育・保育施設等における適正な会計処理等の実施について

平素は神戸市の子育て支援にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、テレビ・新聞等で既報のとおり、市内の認定こども園を運営する社会福祉法人において、法人の創業者親族である理事長らが、私的な物品を購入するなど、園の用途に使用されていない経費に給付費等を支出する事案が当法人が運営する保育園等で発生しました。

さらに、本市の当法人認定こども園においては、当園で勤務しているとして補助金申請の対象とされていた職員が、法人内のその他園業務に従事し当園に常勤でないことを確認し、当法人に対して補助金の返還を求めました。

関係各位におかれましては、常日頃から適正に会計処理等を実施されているところではありますが、下記の事項について改めてご確認いただくとともに、より一層適正な園運営の確保に努めていただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 1. 適正な人件費支出

- (1) 補助金・給付費等の請求にあたっては、勤務実態に基づき、適正に請求を行うこと。
- (2) 給与等を支給する職員の勤務実態が確認できる書類を整えること。

### 2. 適正な会計処理

- (1) 物品購入や経費支出の事務を複数の職員で担当するなど内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施等によって、適正な会計処理を行うこと。
- (2) 支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理すること。
- (3) 証憑書類のみでは園運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残すこと。

※保育所においては、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成29年4月6日府子本第225号雇児発0406第2号）通知に定める委託費の弾力運用にあたっては、上記通知等を改めて確認すること。

【担当】 神戸市こども家庭局子育て支援部事業課

<給付係> TEL : 078-322-6856

<指導係> TEL : 078-322-6849